

東海旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則の一部改正（往復乗車券及び連続乗車券の発売終了に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第3条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復（連絡運輸とならないもので、順路が2途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道となるものであってもこの取扱いをする。</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第4条 取扱区間は、居住地もよりの旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路<u>（往復乗車券の往片又は連続乗車券の第1券片）</u>は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路<u>（往復乗車券の復片又は連続乗車券の第2券片）</u>は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸となるもので、東京都区内旅客鉄道会社線駅が連絡運輸区域外であってもこの取扱いをする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券の種類)</p> <p>第3条 割引の取扱いをする乗車券の種類は、普通乗車券で、往復<u>乗車</u>（連絡運輸とならないもので、順路が2途以上ある場合には、その順路内において往路と復路とが異なるものを含む。）となるものに限る。ただし、沖縄県に居住する遺族に対しては、普通乗車券で片道<u>乗車</u>となるものであってもこの取扱いをする。</p> <p>(取扱区間)</p> <p>第4条 取扱区間は、居住地もよりの旅客鉄道会社線又は連絡会社線駅と東京都区内旅客鉄道会社線駅との相互間で、往路は居住地もよりの駅から東京都区内の駅で、復路は東京都区内の駅から居住地もよりの駅までとなる場合に限る。この場合、連絡運輸となるもので、東京都区内旅客鉄道会社線駅が連絡運輸区域外であってもこの取扱いをする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、2026年3月14日から施行する。